

# 社会福祉法人あけあい会 定款

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、愛情と誠意を基調とした福祉サービスに努める法人理念の基、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

- イ 特別養護老人ホームの経営
- ロ 養護老人ホームの経営

#### (2) 第2種社会福祉事業

- イ 老人デイサービス事業の経営
- ロ 老人短期入所事業の経営
- ハ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- ニ 老人居宅介護等事業の経営
- ホ 生計困難者に対して無料又は低額な費用で、介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- へ 老人デイサービスセンターの経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人あけあい会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして地域の高齢者、経済的に困窮する者などを支援するため、利用料の減免など低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県津市緑が丘一丁目1番地1に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、職員 1 名、外部委員 1 名以上の合計 3 名以上で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席しその過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、評議員 1 人あたりの各年度の総額が 10 万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

### 第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成し、評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、その都度評議員の互選で決める。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに委員の報酬等の額
- (3) 理事、監事及び評議員並びに委員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的の事項及び招集理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しその過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表してその業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対し、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。  
(責任の免除)

第 23 条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対して賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 4 5 条の 2 2 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 1 3 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、評議員会の決議により免除することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成し、理事会に議長を置く。

2 議長は、その都度理事の互選で決める。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。（議事録）

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会議に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

（資産の区分）

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) ○三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 5 3 番地、3 4 5 番地 1、3 5 9 番地、3 4 4 番地 1、三重県津市安濃町田端上野字小谷 8 9 5 番地 1 所在の  
鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、介護老人保健施設あ  
のう 1 棟（1 階 3,967.71 平方メートル 2 階 931.99 平方メートル）、鉄筋コンクリ  
ート造陸屋根平家建 機械室 1 棟（50.00 平方メートル）
- 三重県津市安濃町田端上野字小谷 9 7 0 番地 3 所在の  
鉄筋コンクリート造スレート鋼板葺平家建 特別養護老人ホーム明合乃里  
1 棟（2,951.75 平方メートル）、鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 機械室  
1 棟（1 階 187.87 平方メートル、2 階 91.12 平方メートル）、鉄筋コンクリート造  
スレート葺平家建 機械室 1 棟（21.00 平方メートル）
- 三重県津市安濃町田端上野字小谷 9 7 0 番地 3、9 7 0 番地 4 8 所在の  
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 事務所 1 棟（96.70 平方メートル）
- 三重県津市安濃町田端上野字小谷 8 9 2 番地 1 所在の  
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 デイサービスセンター及びグループホーム  
1 棟（1 階 627.46 平方メートル、2 階 341.60 平方メートル）
- 三重県津市安濃町川西字西出 1 3 7 2 番地 5 所在の  
木造スレート葺平家建 デイサービスセンター花しょうぶ 1 棟  
（116.48 平方メートル）
- 三重県津市白山町上ノ村字南山田 1 3 2 番地 1 0 所在の  
軽量鉄骨造スレート葺平家建 デイステーション上ノ村 1 棟  
（108.32 平方メートル）
- 三重県津市久居明神町字北狭間 1 5 5 3 番地 1 0 所在の  
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 デイサービスセンター及びグループホーム  
1 棟（1 階 699.30 平方メートル、2 階 296.45 平方メートル）
- 三重県松阪市嬉野中川町字東野田 1 5 2 8 番地 1 0 1 所在の  
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 3 階建 養護老人ホームやまゆりの里及び  
特別養護老人ホームやまゆりの里 1 棟  
（1 階 2316.10 平方メートル、2 階 1995.75 平方メートル）

- 三重県津市南丸之内 2 2 2 番地 2 1、2 2 2 番地 2 3 所在の  
鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 シルバータウン新町 1 棟  
(1 階 447.24 平方メートル、2 階 455.96 平方メートル、3 階 451.89 平方  
メートル)
- 三重県松阪市嬉野中川町字東野田 1 5 2 9 番地 1、1 5 2 9 番地 2、1 5 2 9 番  
地 3 所在の  
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建 介護老人保健施設やまゆりの  
里 1 棟 (1 階 2251.04 平方メートル、2 階 1972.56 平方メートル、3 階 1740.22  
平方メートル)
- 三重県津市安濃町曾根字西川原 8 3 3 番地 6 所在の  
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 共同住宅 1 棟 (1 階 285.83 平方メートル、  
2 階 285.83 平方メートル)
- 三重県津市安濃町田端上野字小谷 9 7 0 番地 1 9 所在の  
木造スレート葺 2 階建 居宅 1 棟 (1 階 106.77 平方メートル、2 階 29.77 平方  
メートル)
- 三重県津市安濃町曾根字西川原 8 3 3 番地 6 所在の  
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建 デイサービスセンター及び  
訪問介護サービスセンター (1 階 626.41 平方メートル)
- 三重県津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番地 3 2 7 所在の  
木造スレートぶき平家建 デイサービスセンター 1 棟 (89.10 平方メートル)
- 三重県津市野田字鎌切 8 5 6 番地 2、三重県津市緑が丘一丁目 1 番地 1 所在の  
鉄骨造陸屋根 3 階建 訪問介護サービスセンター (2 階 70.0495 平方メートル)
- 三重県津市野田字鎌切 8 5 6 番地 1 所在の  
鉄骨造陸屋根 2 階建 特別養護老人ホームグリーンヒル 1 棟 (1 階 1803.5 平方メートル、2  
階 1734.21 平方メートル)
- (2) 三重県津市安濃町田端上野字小谷 9 7 0 番 3 所在の  
老人ホーム 敷地 (7, 9 9 0. 6 8 m<sup>2</sup>)
- 三重県津市安濃町田端上野字小谷 9 7 0 番 4 8 所在の  
宅地 (1 0 3. 3 7 m<sup>2</sup>)
- 三重県津市安濃町田端上野字小谷 9 7 0 番 9 所在の  
宅地 (6 8 0. 3 3 m<sup>2</sup>)
- 三重県津市安濃町田端上野字小谷 8 9 2 番 1 所在の  
雑種地 (2, 7 9 2 m<sup>2</sup>)
- 三重県津市安濃町田端上野字瀬戸野 9 5 8 番 1 所在の  
雑種地 (2 2 8 m<sup>2</sup>)
- 三重県津市安濃町田端上野字瀬戸野 9 5 8 番 3 所在の  
原野 (1 9 8 m<sup>2</sup>)
- 三重県津市安濃町田端上野字瀬戸野 1 4 5 8 番 所在の  
雑種地 (4 6 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 5 3 番所在の  
宅地 (2 1, 2 6 3. 2 9 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 4 5 番 1 所在の  
宅地 (3 6 3. 6 2 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町田端上野字小谷 8 9 5 番 1 所在の  
雑種地 (1, 0 7 7 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町田端上野字小谷 9 7 0 番 4 9 所在の  
雑種地 (8 4 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町田端上野字上野 5 8 2 番 7 所在の  
宅地 (6 1. 0 4 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町田端上野字上野 5 8 2 番 8 所在の  
宅地 (1 1 0. 1 8 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 6 2 番 1 所在の  
原野 (1 3 8 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 5 9 番所在の  
宅地 (3 0 4. 8 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 4 4 番 1 所在の  
宅地 (3 7. 9 5 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 5 2 番 3 所在の  
宅地 (5 0. 7 5 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 6 3 番所在の  
山林 (7, 8 2 8 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 7 4 番 2 所在の  
山林 (5 8 8 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町東観音寺字日野丘 3 6 4 番所在の  
池 (3 8 3 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町川西字西出 1 3 7 2 番 5 所在の  
宅地 (3 2 0. 5 6 m<sup>2</sup>)

三重県津市白山町上ノ村字南山田 1 3 2 番 1 0 所在の  
雑種地 (3 7 3 m<sup>2</sup>)

三重県津市白山町上ノ村字南山田 1 3 2 番 6 3 所在の  
雑種地 (3 6 6 m<sup>2</sup>)

三重県津市久居明神町字北狭間 1 5 5 3 番 1 0 所在の  
宅地 (2, 0 4 9. 7 5 m<sup>2</sup>)

三重県津市南丸之内 2 2 2 番 2 1 所在の  
宅地 (8 2 2. 0 0 m<sup>2</sup>)

三重県津市南丸之内 1 9 8 2 番 2 8 所在の  
宅地 (1 9 0. 0 9 m<sup>2</sup>)

三重県松阪市嬉野中川町字野田 1 5 2 9 番 1 所在の  
宅地 (4 9 8 0. 9 8 m<sup>2</sup>)



三重県津市安濃町田端上野字小谷 970 番 14 所在の  
宅地 (179.19 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町田端上野字小谷 970 番 15 所在の  
宅地 (185.41 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町田端上野字小谷 970 番 16 所在の  
宅地 (194.98 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町田端上野字小谷 970 番 17 所在の  
宅地 (204.38 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町曾根字西川原 833 番 6 所在の  
宅地 (2397.39 m<sup>2</sup>)

三重県津市安濃町曾根字西川原 825 番 所在の  
雑種地 (633 m<sup>2</sup>)

三重県津市一志町みのりヶ丘 115 番 327 所在の  
宅地 (330.58 m<sup>2</sup>)

三重県津市野田字鎌切 856 番 1 所在の  
宅地 (4559.05 m<sup>2</sup>)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、三重県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三重県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し又は確実な有価証券に換えて保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式等に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査をうけた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置いて一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事、監事及び評議員並びに委員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センター事業
- (3) サービス付き高齢者向け住宅事業
- (4) 介護員養成研修事業
- (5) 訪問リハビリテーション事業
- (6) 介護予防訪問リハビリテーション事業
- (7) 有料老人ホーム事業
- (8) 保育事業（認可外）
- (9) 診療所の経営
- (10) 福祉用具貸与事業
- (11) 介護予防福祉用具貸与事業
- (12) 特定福祉用具販売事業
- (13) 特定介護予防福祉用具販売事業
- (14) 介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、三重県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

## 第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、あけあい会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	武 内 暲 純
理 事	武 内 純 四 郎
〃	朝 熊 宏
〃	荒 木 清
〃	小 林 一 郎
〃	大 森 勉
〃	大 野 良 雄
監 事	海 野 告 郎
〃	野 田 千 津 子

### 附 則

この定款は 昭和 63 年 4 月 1 日 から適用する。

昭和 63 年 6 月 22 日 から適用する。

平成 4 年 9 月 1 日 から適用する。

平成 4 年 9 月 1 日付、定款変更にともない増員された理事 3 名の任期は、定款第 10 条の規程にかかわらず、平成 5 年 8 月 20 日までとする。

平成 6 年 7 月 18 日 から適用する。

平成 8 年 8 月 22 日 から適用する。

平成 9 年 10 月 30 日 から適用する。

平成 12 年 3 月 30 日 から適用する。

平成 12 年 3 月 30 日付の定款変更に伴い増員された理事 2 名の任期は、定款第 6 条の規定にかかわらず、平成 13 年 8 月 20 日までとする。

平成 12 年 7 月 21 日 から施行する。

平成 12 年 7 月 21 日付の定款変更に伴い増員された理事 1 名の任期は、定款第 6 条の規定にかかわらず、平成 13 年 8 月 20 日までとする。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 13 年 8 月 8 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成14年10月11日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成14年10月31日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成15年7月16日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成15年9月5日）から施行する。

平成15年9月5日付の定款変更に伴い増員された理事4名の任期は、  
定款第6条の規定にかかわらず、平成17年8月20日までとする。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成16年3月25日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の受理の日（平成16年5月14日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成16年9月7日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成17年1月7日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成17年3月7日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成17年5月10日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成17年7月12日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成17年11月30日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成18年2月28日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成20年3月4日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成20年7月1日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成21年4月15日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成21年7月9日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成21年9月15日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成22年10月1日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の受理の日（平成23年4月20日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の受理の日（平成23年7月15日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の受理の日（平成23年9月5日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成24年10月17日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成25年1月9日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成25年4月11日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成25年7月2日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成26年1月6日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成26年8月22日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成28年8月31日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（平成28年10月1日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可を受け、平成29年4月1日から施行する。  
この定款は、三重県知事の受理の日（平成29年8月28日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の受理の日（平成30年10月15日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（令和元年6月11日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（令和元年10月7日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（令和2年10月12日）から施行する。  
この定款は、三重県知事の認可の日（令和3年4月2日）から施行する。  
この定款は、令和4年11月28日から施行する。

この定款は、令和6年 1月12日から施行する。

この定款は、令和6年 5月16日から施行する。

この定款は、令和6年 8月30日から施行する。